

# ガスを使用されているお客さまへ

## 金沢市ガス事業の承継に伴うご案内

### ◆ご挨拶（金沢市企業局）

日頃より、ガス、上下水道ほか、金沢市企業局（以下、「企業局」といいます。）の事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年9月の金沢市議会において承認をいただきましたガス・発電事業譲渡につきましては、令和4年4月1日の事業承継に向けて、譲渡先の金沢エナジー株式会社（以下、「金沢エナジー」といいます。）に、円滑に事業を引き継ぐ準備を進めております。

このご案内では、お客さまが安心してガスをご使用いただくために、変更点などのお知らせ事項をまとめました。

これまで長きにわたり、ガス事業の発展にご理解とご協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

今後、事業を承継する金沢エナジーにつきましても、企業局と相変わらずのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年2月

金沢市企業局

公営企業管理者 平嶋 正実

### ◆ご挨拶（金沢エナジー株式会社）

私たちは、金沢市の貴重な財産であるガス事業・水力発電事業を引き継ぐ責任を認識し、当社の経営理念「エネルギーでつくる地域の未来～地域を守り、地域に愛され、地域とともに成長し続ける～」をベースに、ビジョン「100年続く地域密着の総合エネルギー企業」を目指して、地域の発展に貢献していきます。

2022年4月1日からの本格事業開始に向け、金沢市と密に連携を取りながら、確実な業務の引き継ぎに万全を期していきます。

これからも安全・安心、安定供給を大前提に、金沢市民の皆さまへ民間ならではの多様なサービスを展開してまいります。

令和4年2月

金沢エナジー株式会社

代表取締役社長 高井 郁大

## ◆承継先『金沢エナジー株式会社』概要

ガス事業を承継する『金沢エナジー株式会社』の概要は次のとおりです。

社 名 金沢エナジー株式会社

代 表 者 代表取締役社長 高井 郁大

社 屋 本 社

〒920-0993 金沢市下本多町六番丁11番地 (金沢電気ビル1階)

TEL: 076-224-0130 FAX: 076-224-0131

金沢駅西オフィス (お客さま窓口、ショールーム)

〒920-0024 金沢市西念1丁目2番1号 (現: 企業局ガスぽーと)

港エネルギーセンター

〒920-0211 金沢市湊3丁目6番地 (現: 企業局港エネルギーセンター)

設 立 令和3年5月13日

事 業 開 始 令和4年4月1日

資 本 金 3,200百万円

株 主 構 成	北陸電力株式会社	48%	東邦ガス株式会社	43%
	金沢市	3%	株式会社北國銀行	2%
	株式会社北國新聞社	2%	小松ガス株式会社	1%
	松村物産株式会社	1%		

ロゴマーク



## ◆お問い合わせ先について

4月1日から、お問い合わせ先が変わります。

項 目	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から
ガス料金に関するお問い合わせ	企業局 コールセンター TEL:0120-328-117 (受付時間 9:00~18:00) FAX:076-220-2693	金沢エナジー コールセンター TEL:0570-001874 (受付時間 9:00~18:00)  ホームページ <a href="https://kanazawa-ge.co.jp/">https://kanazawa-ge.co.jp/</a> メール info@kanazawa-ge.co.jp
ガスの使用開始・中止のお申し込み		
ガス器具の購入・修繕などに関するお問い合わせ	企業局 営業開発課 TEL:0120-888-240 (受付時間 平日 9:00~17:45)	
ガス警報器の購入・リースに関するお問い合わせ		
ガス設備工事の相談・問い合わせ	企業局 コールセンター TEL:0120-328-117 (受付時間 平日 9:00~18:00)	
ガス設備点検に関するお問い合わせ		
道路等のガス管の調査・確認・工事立会いに関するお問い合わせ		
ガス漏れなどの緊急連絡先	企業局 コールセンター TEL:0120-328-117 (受付時間 9:00~18:00) 上記以外の時間帯は TEL:076-220-2281	金沢エナジー ガス漏れ緊急ダイヤル (24時間受付) TEL:076-213-5194

- ・令和4年3月31日をもって、企業局広岡庁舎及び金沢市役所第一本庁舎内の窓口でのガスに関する業務及びガスショールーム「ガスぽーと」での営業は終了となります。
- ・これまで企業局が行ってきたガスに関する窓口業務は、令和4年4月1日から、金沢エナジーが本社及び金沢駅西オフィスに窓口を開設して行います。なお、営業時間等、詳しくは、金沢エナジーのホームページをご確認ください。

## ◆ガス供給に関する約款の変更について

4月1日から、金沢エナジーが定めるガス供給に関する約款が適用されます。

現在、お客さまと企業局で交わしているガス供給に関する契約につきましては、企業局の契約上の地位を、金沢エナジーへ引き継ぎます。契約の種類は、「(表1) 契約の種類」のとおりです。なお、契約の引き継ぎをご希望されないお客さまは、契約の解除を行うことができますので、契約の引き継ぎをご希望されない旨を令和4年3月31日までに、企業局コールセンターへご連絡ください。

お客さまの契約種別は、検針票にてご確認ください。詳細は、企業局ホームページ[ガス料金のご案内/検針票について]をご覧ください。

◇お問い合わせ先：企業局コールセンター TEL：0120-328-117 (9:00～18:00)

■金沢エナジーが定めるガス供給に関する約款につきましては、金沢エナジーのホームページをご確認ください。

(表1) 契約の種類

企業局との契約 (令和4年3月31日まで)	金沢エナジーとの契約 (令和4年4月1日から)
一般料金(金沢市ガス供給条例)	一般ガス供給約款
選択約款料金(金沢市ガス供給規程)	
家庭用ガス温水暖房契約	選択約款(家庭用ガス温水暖房契約)
家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約	選択約款(家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約)
家庭用コージェネレーションシステム契約	選択約款(家庭用コージェネレーションシステム契約)
家庭用高効率給湯器契約	選択約款(家庭用高効率給湯器契約)
家庭用暖房契約	選択約款(家庭用暖房契約)
簡易ガス料金(金沢市液化石油ガス供給条例) (湖陽、瑞樹、南森本、大浦、東蚊爪)	簡易ガス小売供給約款

次の契約書を取り交わしているお客さまには、契約の取り扱いについて別途ご案内いたします。

- ・小型空調契約 ・空調夏期契約 ・空調用A契約 ・空調用B契約
- ・中規模空調パッケージ契約 ・小規模空調パッケージ契約 ・時間帯別A契約
- ・時間帯別B契約 ・小規模ボイラー契約 ・消融雪契約 ・大口契約

## ◆ガス警報器のリースについて

企業局からリースのガス警報器は、そのままご利用いただけます。

事業承継までに企業局のガス警報器リースをご利用いただいているお客さまで、引き続き利用をご希望される方は、お手続きは不要でご利用できます。

リース料金や貸付期間、料金のお支払い方法等に変更はございませんが、「金沢市ガス警報器貸付規程」に代わり「ガス警報器リース契約約款」が制定されます。「ガス警報器リース契約約款」は金沢エナジーのホームページをご確認ください。

なお、ガス警報器のリースの継続をご希望されないお客さまは、令和4年3月31日までに企業局へご連絡ください。企業局がガス警報器を取り外しに伺います。

## ◆お客さま情報の引き継ぎについて

事業承継のために必要なお客さま情報を、金沢エナジーへ引き継ぎます。

企業局が保有しているお客さま情報について、安全にガスをご使用いただくため、また、円滑かつ正確な料金請求を行うために必要不可欠な情報に限り、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例を遵守し、金沢エナジーへ適切に引き継ぎます。

■金沢エナジーの個人情報保護に関する事項は、金沢エナジーのホームページをご確認ください。

## ◆ガス料金について

企業局が提供している各種料金プランは、  
金沢エナジーから引き続き提供されます。

金沢エナジーとの譲渡契約では、今後10年間、企業局の料金水準を上回らないようにすることとしています（原料費調整制度による価格変動等を除く）。

企業局が提供している各種料金プランは、金沢エナジーからそれぞれに対応する料金プランが引き続き提供されます。

また、新しく提供される令和4年4月1日以降の料金プランにつきましては、金沢エナジーのホームページにて随時公開されます。

■金沢エナジーのガス料金プランは、金沢エナジーのホームページをご確認ください。

## ◆料金の請求について

4月1日から、金沢エナジーが検針を行い、ガス料金を請求いたします。

### (1) お客さま番号 (供給地点特定番号)

・お客さま番号は、令和4年4月1日以降もこれまでどおりです。

### (2) 検針

・検針は、これまでと同様に毎月、金沢エナジーが委託した検針員により行われます。

### (3) 3月検針分ガス料金の請求

#### ◆納付書によるお支払い

・3月の検針は、企業局が行いますが、検針日によって請求方法などが「(表2) 検針日-納付書請求」のとおり、変更になります。

(表2) 検針日-納付書請求

3月検針日	納付書 発送予定日	企業局 納入期限	金沢エナジー 納入期限	請求者	上下水道料金請求※
① 1日～ 5日	3月10日	3月28日	—	企業局	ガス料金と一括
② 6日～10日	3月16日	3月31日	4月4日	企業局	ガス料金と分離
③11日～15日	3月22日	3月31日	4月6日	企業局	ガス料金と分離
④16日～20日	3月28日	3月31日	4月13日	企業局	ガス料金と分離
⑤21日～25日	4月1日	—	4月18日	金沢エナジー	—

※上下水道は隔月で検針しており、3月に検針のお客さまが対象となります。

・企業局は、ガス料金の収納を令和4年3月31日で終了します。

・上表の3月検針日②③④のお客さまの、企業局への納入期限は、令和4年3月31日までとなりますので、企業局の「納付書」でお支払いできる期間が短くなることをご了承ください。4月以降に改めて金沢エナジーから「払込票」が送付される予定です。お客さまのお支払い日に応じて、「納付書」又は「払込票」のいずれかでお支払いください。

・令和4年3月31日時点で、納入されていないガス料金につきましては、金沢エナジーへお支払いください。令和4年4月1日以降は、企業局の納付書はご使用にならないでください。

## ◆口座振替によるお支払い

- ・3月の検針は、企業局が行いますが、検針日によって請求方法などが「(表3) 検針日-口座振替」のとおり、変更になります。

(表3) 検針日-口座振替

3月検針日	口座振替日	請求者	上下水道料金振替※
① 1日～ 5日	3月16日	企業局	ガス料金と一括
② 6日～10日	3月28日	企業局	ガス料金と一括
③11日～15日	3月28日	企業局	ガス料金と一括
④16日～20日	4月6日	金沢エナジー	—
⑤21日～25日	4月6日	金沢エナジー	—

※上下水道は隔月で検針しており、3月に検針のお客さまが対象となります。

- ・企業局は、ガス料金の収納を令和4年3月31日で終了します。このため、振替日が令和4年4月1日以降(上表の3月検針日④⑤)のお客さまは、令和4年4月6日に金沢エナジーが振り替えます。

### (4) 4月検針分ガス料金の請求

- ・4月検針分のガス料金の請求には、令和4年3月31日までの企業局分のガス料金が含まれます。
- ・同日を境に、ガス使用量を日数あん分し、各々の料金表に基づき計算したガス料金を合算してお客さまへ請求いたします。

【計算例】4月検針分(3月検針から4月検針までのガス使用量)の一般ガス料金の請求



○家庭用のお客さまの平均ガス使用量 [21m<sup>3</sup>/月 (30日間)] の場合

- ・企業局分使用日数 19日間
- ・金沢エナジー分使用日数 11日間
- ・企業局分使用量  $21\text{m}^3 \times (19\text{日}/30\text{日}) = 13\text{m}^3$  (1m<sup>3</sup>未満切り捨て)
- ・金沢エナジー分使用量  $21\text{m}^3 - 13\text{m}^3 = 8\text{m}^3$

○1ヵ月の使用量21m<sup>3</sup>から、それぞれの「料金表」を適用します。

○料金計算式

企業局分 = 基本料金<sub>k</sub> × 19/30 + 従量料金単価<sub>k</sub> × 使用量<sub>k</sub> [円未満切り捨て]

金沢エナジー分 = 基本料金<sub>e</sub> × 11/30 + 従量料金単価<sub>e</sub> × 使用量<sub>e</sub> [円未満切り捨て]

○ご請求額は、上記の算出額を合算した額に、消費税等相当額を加算した額になります。

## ◆ガス料金のお支払いについて

お支払い方法は、これまでどおり納付書(払込票)及び口座振替となります。

### ◆払込票によるお支払い

- ・令和4年4月1日以降、金沢エナジーが「払込票」を送付します。金融機関やコンビニエンスストア等でお支払いいただけます。

■令和4年4月1日以降、払込票対応の金融機関、コンビニエンスストア等は、金沢エナジーホームページをご確認ください。

### ◆口座振替によるお支払い

- ・これまでガス料金を口座振替によりお支払いいただいているお客さまは、口座振替を継続される場合には、改めてのお手続きは不要です。これまでどおり、毎月6日、16日、26日のいずれかの日に金沢エナジーが振り替えます。
- ・口座振替の継続をご希望されないお客さまは、令和4年3月31日までに、企業局コールセンターへ納付書によるお支払い方法への変更をご連絡ください。

◇お問い合わせ先：企業局コールセンター TEL：0120-328-117 (9:00～18:00)

■令和4年4月1日以降、口座振替対応の金融機関は、金沢エナジーホームページをご確認ください。

## ◆お客さまの宅内工事について

令和4年3月末までに企業局へお申し込みいただいた  
ガス供給に必要な工事に関する手続きを、金沢エナジーへ引き継ぎます。

令和4年3月31日までに、企業局へお申し込みいただいたガス供給に必要なお客さまの宅内工事に関する手続きを、金沢エナジーへ引き継ぎます。

ガス機器のお取り付け、お取り替えなどの宅内ガス工事につきましては、令和4年4月1日から金沢エナジーが定めるガス工事約款が適用されます。ガス工事約款は、金沢エナジーのホームページに掲載されます。

## ◆その他のお知らせ

### ◎このご案内は、令和4年1月時点で ガスを使用されているお客さまへ送付しております。

このご案内は、令和4年1月時点でガスを使用されている企業局のお客さま情報を基に、企業局が送付先データを作成しております。このため、作成後にガス契約をご解約され、ガスを使用されていないお客さまにも、ご案内が送付されますことをご容赦願います。

### ◎事業譲渡に便乗した詐欺にご注意ください！ ご不審な点があれば、企業局へお問い合わせください。

今回の事業譲渡を理由に、企業局の職員が訪問や電話により、個人情報をお尋ねすることとはございません。少しでも不審な点があれば、すぐに企業局までご連絡ください。

なお、職員や委託員が検針、開閉栓等の作業により、お客さまの敷地に入りますが、作業にあたる職員や委託員は、身分証明書を携行していますので、不審に思われた場合は、提示を求めてください。

### ◎企業局は、引き続き令和4年4月1日以降も、 水道事業、下水道事業及び工業用水道事業を運営いたします。

上下水道事業は、これまでどおり企業局が運営いたします。企業局庁舎の所在地と連絡先につきましては、これまでと変更ございません。

引き続き事業へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

長年にわたり金沢市企業局のガスをご愛顧いただき

ありがとうございました!!

